商品概要説明書

定期積金＜定額式＞（年金受給者定期積金）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商 品 名	・年金受給者定期積金 愛称：ねんりん
ご利用いただける方	・当ＪＡに年金の受給口座を指定している個人
期　間	・１年以上 10 年以下
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は１か月または２か月とします。 ・１回あたり 5,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・契約時の店頭表示金利に０．１５％を上乗せした金利（約定利回り）を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 1.0％を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （１）初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の約定利回り×60％ ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または本店金融部金融企画課（電話：０８５２－３５－９０３１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部金融企画課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００） ・東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） ・第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）

	・第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 　東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 　・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 　・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 　なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日時点で当ＪＡにおいて年金を受給していなかった場合は、預入日時点の定期積金＜定額式＞の店頭表示金利を預入日に遡り適用します。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡしまね